

**高知県 困難な問題を抱える女性  
及びDV被害者への支援計画  
＜R6.4.1～R8.3.31＞  
(案)**

令和 6 年 3 月

高 知 県

# 目 次

## 第1章 基本的な方針

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 1 計画の基本的な考え方                               |    |
| （1）計画策定の趣旨                                 | 1  |
| （2）計画の位置づけ                                 | 2  |
| （3）計画の期間                                   | 2  |
| （4）目指す姿                                    | 2  |
| （5）支援対象者                                   | 2  |
| （6）県と市町村の役割                                | 3  |
| （7）支援に関わる関係機関等の役割                          | 4  |
| 2 現状と課題                                    |    |
| （1）令和5年度高知県困難な問題を抱える女性への支援に関する<br>ニーズ調査の結果 | 5  |
| （2）県内の女性を取り巻く状況                            | 6  |
| （3）支援機関による支援の状況                            | 8  |
| （4）市町村・民間団体の状況                             | 12 |
| 3 支援の基本的な考え方                               | 13 |
| 4 支援施策の体系                                  | 15 |

## 第2章 具体的な支援施策

|                              |    |
|------------------------------|----|
| I 困難な問題を抱える女性への支援            | 17 |
| II DV 被害者への支援                | 26 |
| III 支援機関の重点強化策               | 29 |
| IV 「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進 | 31 |

## 第3章 計画の推進体制等

|  |    |
|--|----|
|  | 32 |
|--|----|

## 第1章 基本的な方針

### 1 計画の基本的な考え方

#### (1) 計画策定の趣旨

女性の抱える問題が複雑化、多様化、複合化する中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」（以下、「困難女性支援法」という。）が成立しました。**またさらに**、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（厚生労働省告示第111号）」（以下、「基本方針」という。）が公示されました。

また、女性が被害者となりやすい配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下、「DV」という。）に関しては、令和5年5月12日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」（以下、「DV防止法」という。）が改正され、言葉や態度で相手を追い詰める精神的DV被害についても保護命令の対象となるほか、保護命令期間の延長や命令違反への厳罰化など、保護と防止の強化が図られました。**またさらに**、令和5年9月8日には、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）」（以下、「DV基本方針」という。）が新たに公示されました。

本県では、これまで、平成18年度にDV防止法に基づき、「高知県DV被害者支援計画」を策定し、女性相談支援センター※をDV被害者支援とDV対策の中核となる機関に位置付け、市町村や民間団体などの関係機関との連携のもと、DVの防止啓発や被害者の発見、保護から自立に向けた切れ目のない支援に取り組んできました。

本計画は、困難女性支援法や改正DV防止法、それぞれの国の基本方針の内容を踏まえて、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すとともに、女性だけでなく、男性や性的マイノリティを含むDV被害者への継続的かつ包括的な支援を一層強化するため、「高知県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」及び「高知県DV被害者支援計画」を一体的に策定したものです。

※ 女性相談支援センターは、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとしての機能も持ち、DV被害者救済の中核的な役割を担っています。

## (2) 計画の位置づけ

ア この計画は、困難女性支援法第 8 条第 1 項に基づき策定する都道府県基本計画です。

イ この計画は、DV 防止法第 2 条の 3 に基づき策定する都道府県基本計画です。（第 4 次高知県 DV 被害者支援計画）

また、「こうち男女共同参画プラン」等の県の他の計画との整合を図ります。

## (3) 計画の期間

この計画の期間は、令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 年間とします。

ただし、計画期間内でも、困難女性支援法第 7 条や DV 防止法第 2 条の 2 に基づく国の基本方針の見直しや、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

## (4) 目指す姿

ア 困難な問題を抱える女性と DV 被害者への支援が、関係機関や民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施され、女性の人権が尊重されるとともに、女性が安心して、かつ、必要な福祉的サービスも活用しながら、自立して暮らせる社会を目指します。

イ 人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ります。

## (5) 支援対象者

ア 性的な被害や、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）（困難女性支援法第 2 条）

【想定される対象者】（基本方針第 2 - 1 .法における施策の対象者及び基本理念）

- ・不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的な困難に直面している女性
- ・DV、セクシュアル・ハラスメント、性的被害等による心身の傷つきや生きづらさを抱えた女性
- ・予期せず妊娠した若年者等
- ・多様化、複雑化、複合化した困難な問題を抱える女性

イ 性別に依らず、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下、「身体に対する暴力等」という。）による被害者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等による被害者を含む。DV 防止法第 1 条第 1 項）

- ・婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者からの身体に対する暴力等の被害者（DV 防止法第 1 条第 3 項）

- ・生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）からの身体に対する暴力等による被害者（当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等による被害者を含む。DV 防止法第 28 条の 2）

## （６）県と市町村の役割

（困難女性支援法基本方針第 2－2 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携、DV 防止法基本方針第 2－1 配偶者暴力相談支援センター）

### ア 県の役割

女性支援事業に当たり中核的な役割を果たし、基本計画の策定等を通じ、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。

- ・困難な問題を抱える女性への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援者の活動の連携及び調整に取り組みます。
- ・段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、支援対象者がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。
- ・広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を促進します。
- ・配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす女性相談支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や、専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力するよう努めます。

### イ 市町村の役割

支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たします。

- ・困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。
- ・必要に応じて適切に、県や他の市町村、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の県や他の市町村等と連携して支援を行うなど、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮します。
- ・基本計画の策定や、女性相談支援員の配置に努めます。
- ・当該市町村内における、困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるとともに、支

援活動を行う民間団体と協働した女性支援を推進します。

## **（７）支援に関わる関係機関等の役割**

### **ア 女性相談支援センター（困難女性支援法第 9 条、DV 防止法第 3 条）**

女性相談支援センターは、主として次に掲げる業務を行います。

- ・支援対象者の立場に立った相談や、相談を行う機関の紹介
- ・支援対象者及び同伴家族の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ・支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等
- ・支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- ・施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- ・保護命令の制度の利用についての情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携

### **イ 女性相談支援員（困難女性支援法第 11 条、DV 防止法第 4 条）**

支援対象者について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行います。

- ・丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援
- ・必要に応じて、関係機関との連絡調整を実施
- ・最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすこと
- ・児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施機関と連携して、各種手続きに関する支援等を実施することにより、支援対象者を適切な支援につなげること

### **ウ 女性自立支援施設（困難女性支援法第 12 条、DV 防止法第 5 条）**

支援対象者を入所させての保護など、必要な援助を行います。

- ・入所者の心身の健康回復を図るための心理学的な援助
- ・自立の促進のための生活支援
- ・退所者の相談援助
- ・入所者が同伴した児童に対する生活支援

### **エ 民間団体等（困難女性支援法第 13 条）**

支援対象者への支援活動を行う民間の団体と県・市町村が協働して、必要な支援を行います。

- ・訪問や巡回、居場所の提供、SNS 等を活用した相談支援、アウトリーチによる困難な問題を抱える若年女性等の早期発見、同行支援、一時保護の受託、地域における生活の再建等の自立支援など、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を実施

- ・都道府県及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、支援対象者への支援を実施

#### オ その他関係機関

支援対象者は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他、多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多いことから、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設が中核となり、想定される以下の機関等との連携体制の構築や、研修等の実施を通じた日頃からの認識共有に取り組みます。

- ・警察／裁判所／日本司法支援センター／弁護士等
- ・学校／教育委員会／保育園・幼稚園
- ・福祉保健所／精神保健福祉センター／市町村保健センター
- ・職業紹介機関／職業訓練機関
- ・児童相談所
- ・医療機関／障害福祉サービス事業所／その他社会福祉サービス関係者等
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター／男女共同参画センター
- ・生活困窮者自立相談支援機関
- ・母子生活支援施設
- ・社会福祉協議会
- ・民生委員・児童委員 等

## 2 現状と課題

### （１）令和５年度高知県困難な問題を抱える女性への支援に関するニーズ調査の結果

県では、本計画を策定するにあたり、県内高等学校の女子生徒約 800 名、県内大学的女子学生 50 名※及び県内在住の 20 歳以上の女性 1,000 名に対して、悩みを抱えた経験や、支援に関するニーズについての調査を実施しました。

※大学生についてはサンプル数が少ないため参考値

#### 高校生への調査結果（概要）（有効回答数：804）

##### ①抱えている悩みの内容

およそ 1 割の方が何らかの悩みを抱えたことがあると回答しました。悩みがあるとした回答のうち、内容としては、「家族や同居人等からの心理的暴力」が最も多く、「望まない妊娠」や「家族や同居人等からの性的暴力」など、非常に深刻な悩みを抱えている生徒がいます。

##### ②相談機関の認知度

国や県が設置する 11 の相談機関を列挙しましたが、「どれも知らない」が 67.8%を占めています。

##### ③悩みについての相談先

「友人・知人」(38.4%)、「家族」(28.2%)に次いで、「どこにも相談したことがない」(26.6%)となっており、深刻な悩みを抱えていながら、どこにも相談できていない生徒がいる可能性があります。

#### ④相談機関に相談しやすくするために必要なこと

相談方法としては、「匿名で相談できること」が最も多く、「24 時間いつでも相談できること」、「メールやチャット、SNS で相談できること」と続き、広報の手法としては、「SNS で相談窓口を紹介する」が最も多く、「相談窓口を周知するカードやチラシ、パンフレットを学校で配布する」が続いています。

### 一般県民への調査結果（概要）（有効回答数：1,000）

#### ①抱えている悩みの内容

およそ 4 割の方が何らかの悩みを抱えたことがあると回答しました。悩みの内容は「家族の障害や疾病」(15.1%)、「離婚問題・家庭不和」(13.4%)、「自身の障害や疾病」(11.5%)に続き、「配偶者等からの心理的暴力」(11.4%)、「配偶者等からの経済的暴力」(7.2%)となっています。

#### ②相談機関の認知度

認知度が 5 割を超える相談機関もありましたが、約 3 割が「どれも知らない」との回答が 20 歳代で突出して多く、その回答割合は 4 割を超えています回答しました。

#### ③悩みについての相談先

「友人・知人」(41.0%)、「家族」(35.7%)に次いで、「どこにも相談したことがない」(29.7%)となっており、年代が若いほど、「友人・知人」の割合が高くなっています。また、「相談できる相手がない」との回答が 20 歳代が突出して多く、その回答割合は約 2 割となっています。

#### ④相談機関に相談しやすくするために必要なこと

相談方法としては、「24 時間いつでも相談できること」が最も多く、「匿名で相談できること」、「メールやチャット、SNS で相談できること」と続き、広報の手法としては、20 歳代、30 歳代、40 歳代は「SNS で相談窓口を紹介する」が最も多く、50 歳代、60 歳以上は「相談窓口を周知するカードやチラシ、パンフレットを配布する」が最も多くなりました。

## （２）県内の女性を取り巻く状況

### ①不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的な困難

県内の状況を見ると、女性の就業率や正規雇用率は全国平均よりも高いものの、男性に比べると非正規雇用の割合が高く、男女の賃金格差（男性を 100 としたときの女性の割合）は 80.2%で、緩やかな改善が見られるものの、依然として男性との格差が存在しています（令和 4 年度賃金構造基本統計調査／厚生労働省）。

また、県内は、世帯全体に占める母子家庭の割合が全国的にも高く、母子家庭の約半数が年間就労収入 200 万円未満となっており、経済的に苦しい状況がうかがえます。

さらに、県内の母子家庭のうち、別れた配偶者（又はパートナー）からの養育費を「現在も受け取っている」割合は、25.9%となっており、全国平均を下回っています（令和3年度高知県ひとり親家庭等実態調査／高知県子ども家庭課）。

## ②DV、セクシュアル・ハラスメント、性的被害等

社会には、女性に対する、家族や交際相手からの暴力や配偶者等からのDV、職場・学校におけるセクシュアル・ハラスメントや性暴力、デジタルコンテンツを使用した詐欺や脅迫、性的搾取など、様々な暴力やハラスメントが存在します。

特に、性的被害に遭った女性は、人としての尊厳を深く傷つけられ、社会への安心感や他者への信頼感を奪われることで、日常生活においても社会生活においても多大な支障が長期にわたって生じ、社会から孤立して、複合的な生きづらさを抱えていることが多くあります。

県内においても、DVや性暴力に関する相談は一定数寄せられているものの、令和元年度に実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査報告書」において、自身がした、されたDV行為について、どこ（だれ）にも相談しなかった割合が約半数を占めるなど、被害はこれ以上に潜在しているものと考えられます。また、令和4年度の県内におけるDVに関する相談は幅広い年代から寄せられており、デートDVによる重大な被害の事案も生じています。

## ③予期せぬ妊娠

女性特有の問題として妊娠があり、特に若年妊婦については、予期せぬ妊娠であることに加え、経済的な困窮や孤独・孤立の問題を抱えているケースがあり、中絶・出産・養子縁組制度・育児に関する必要な情報が得られない、支援してもらえない家族や友人等がいないといった場合があります。

県内の人工妊娠中絶件数を見ると、最も多いのは20歳代で、最年少は14歳のケースが3件ありました（令和4年度衛生行政報告例／厚生労働省）。

さらに、児童虐待との関連では、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）」によると、心中以外の虐待死で実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題として「予期しない妊娠/計画していない妊娠」が最も多い状況にあると報告されています。

県内では、令和2年度に、どこにも相談できなかった女性が孤立出産の末、乳児を遺棄してしまうという事件が発生しており、高知県児童福祉審議会児童虐待検証部会でとりまとめられた「高知県児童虐待事例検証報告書（令和3年10月）」において、予期せぬ妊娠等に関する正しい情報の提供や、不安を抱える方が必要な情報にアクセスしやすい環境整備が必要であるとの提言がされました。

## ④多様化、複雑化、複合化した困難な問題

自身の国籍や出自、疾病や障害、過去の経験等に起因する様々な複合的な差別や社会的排除に直面し、複合化・複雑化した問題を抱えている女性が存在します。例えば、障害をもつ女性の

場合、障害のために逃げづらいことなどから性的被害に遭いやすいこと、男性に入浴やトイレの介助をされることで、女性としての尊厳が守られないなど、障害をもつことと、女性であることによる複合的な困難に陥りやすいことが、複数の調査・研究で指摘されています。

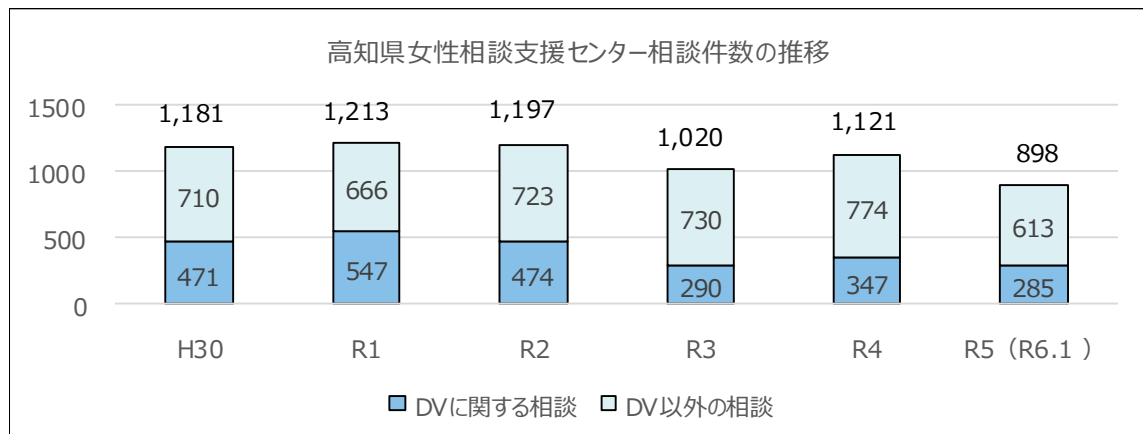
このような複合的な困難を抱える女性が、法のはざまに陥ることのないよう、関係機関の連携により、包括的な支援体制を整備することが必要になります。

### (3) 支援機関による支援の状況

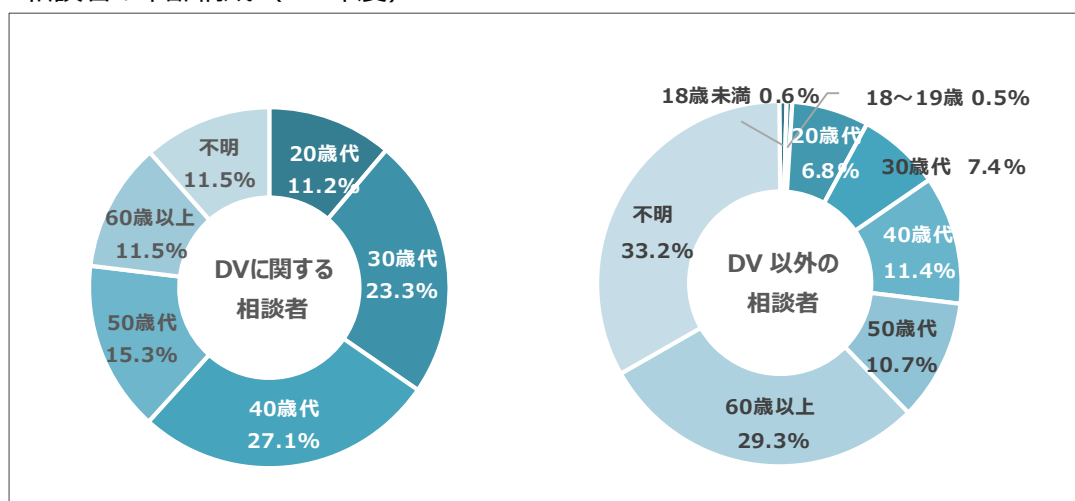
#### ① 女性相談支援センター

##### ア 相談件数等

毎年 1,000～1,200 件程度の相談が寄せられています。相談内容は、「DV 関係」が最も多く、次いで「離婚問題等その他」、「病気等医療問題」の相談が多くなっています。



##### イ 相談者の年齢構成 (R4 年度)



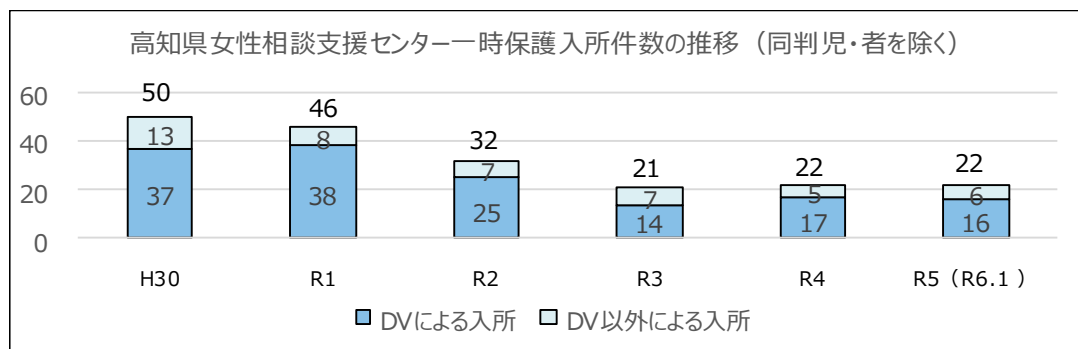
## ウ 一時保護の状況

一時保護の理由は、「DV」が最も多くなっており、近年は減少傾向でしたが、令和3年度以降は横ばいとなっています

同伴家族の内訳は、幼児・小学生が多くなっています。

女性相談支援センターで受け入れができないケースなどの場合に実施する一時保護委託の委託先としては、母子生活支援施設や民間シェルター、児童養護施設などがあります。

また、一時保護件数については、全国的に減少傾向となっており、減少の背景については、「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究、婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究報告書」（平成30年3月厚生労働省）において、一時保護中の通勤・通学・外出の制限などへの拒否感から、支援を受けることが敬遠されていると指摘されています。



### 同伴児・者の推移

|       | R2 | R3 | R4 | R5 (R6.1) |
|-------|----|----|----|-----------|
| 全体    | 27 | 13 | 17 | 27        |
| うち DV | 25 | 13 | 17 | 26        |

## エ 自立支援の状況

自立支援施設等への入所件数は近年は減少しています。

平成23年度からは、全国に先駆けて、女性相談支援センターに「生活サポーター」を配置し、一時保護所や自立支援施設の退所後も、地域での定着や自立に向けて、同行支援などの援助を行っています。

### 自立支援施設等への入所件数の推移

|       | R2 | R3 | R4 | R5 (R6.1) |
|-------|----|----|----|-----------|
| 入所者   | 1  | 2  | 1  | 0         |
| 同伴児・者 | 0  | 0  | 0  | 0         |

## ②こうち男女共同参画センター「ソーレ」

### ア 一般相談件数

(件数)

|                   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 性・身体・健康           | 866   | 723   | 926   | 423   | 450   |
| 家族・家庭             | 510   | 450   | 538   | 511   | 526   |
| 生き方               | 102   | 133   | 134   | 165   | 76    |
| 福祉                | 1     | 0     | 6     | 14    | 25    |
| 仕事                | 85    | 67    | 90    | 74    | 103   |
| 暴力※ <sup>1</sup>  | 124   | 136   | 97    | 74    | 110   |
| 暮らし※ <sup>2</sup> |       |       |       |       | 215   |
| 金銭                | 57    | 54    | 43    | 73    | 77    |
| その他※ <sup>3</sup> | 363   | 434   | 536   | 620   | 369   |
| 合 計               | 2,108 | 1,997 | 2,370 | 1,954 | 1,951 |

※<sup>1</sup> 「暴力」には DV のほか、ハラスメントやストーカー被害などを含む

※<sup>2</sup> R4 年度から「暮らし」を追加

※<sup>3</sup> 「その他」には男性からの相談を含む

### イ DV 相談件数（一般相談－女性）

(件数)

|     | H30 | R1  | R2 | R3 | R4 |
|-----|-----|-----|----|----|----|
| 合 計 | 101 | 101 | 67 | 55 | 64 |

※「一般相談 女性」の「暴力」に関する相談のうち DV 相談件数（DV 及びデート DV に関する相談）

| R4/DV 相談における暴力の種類（延べ件数） |     |
|-------------------------|-----|
| 身体的暴力                   | 20  |
| 精神的暴力                   | 60  |
| 性的暴力                    | 6   |
| 経済的暴力                   | 18  |
| 社会的隔離                   | 9   |
| デジタル暴力                  | 3   |
| 面前の暴力                   | 17  |
| 合 計                     | 133 |

### ウ DV 相談件数（一般相談－男性、男性のための悩み相談 ※）

(件数)

|       | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|-----|----|----|----|----|
| DV 被害 | 3   | 5  | 5  | 4  | 6  |
| DV 加害 | 21  | 10 | 5  | 0  | 5  |

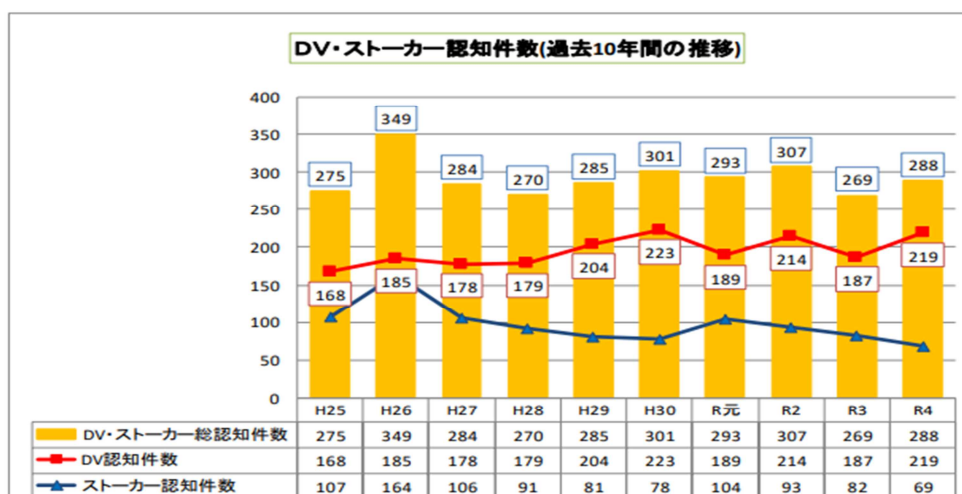
※一般相談のうち男性からの相談と、男性のための悩み相談、それぞれのうち DV に関する相談件数を抜粋し、合計した延べ件数

### ③高知県警 DV・ストーカー認知件数

高知県警において対応したDV・ストーカーの認知件数は、合わせて年間270～300件程度で推移しています。DV認知件数についてはやや増加傾向にあり、令和4年度は219件でした。

DV事案やストーカー事案は、状況が急展開して重大事件に至ることが少なくないことから、相談段階から組織的な対応、積極的な事件化、又は加害者に対する指導・警告を行うとともに、DV防止法による裁判所の保護命令の発出、ストーカー規制法による禁止命令の発出、女性相談支援センター等の関係機関と連携した保護対策により、重大事件への発展を確実に阻止するよう取り組んでいます。

なお、暴行や傷害の被害を受けているにもかかわらず、被害届を出さない事例もあることから、相談に訪れた被害者に対しては、法律の制度、警察や行政ができる支援について、書面を用いて分かりやすく説明し、被害の未然防止を最優先に被害者の要望に沿った対応を継続していく必要があります。



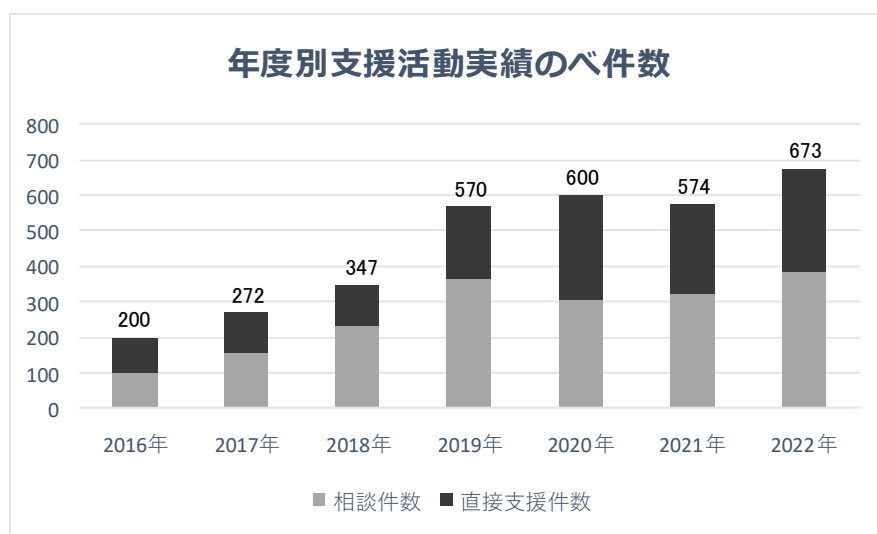
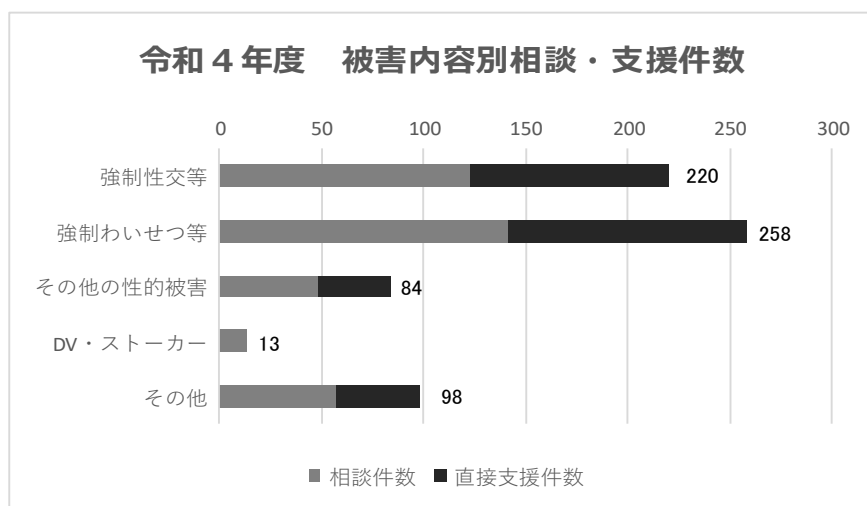
(出典：令和5年号 高知県警察 警察白書)

### ④性暴力被害者サポートセンターこうち

性暴力被害者サポートセンターこうちでは、専門的な研修を受けた相談員・支援員が、電話・面接相談、医療機関や警察等への同行支援などを行っています。また、必要に応じて弁護士や臨床心理士による専門相談を実施しており、弁護士相談では、法テラスの指定相談場所としての認定を受けていることから、センターでの相談が可能となっています。

令和4年度の活動実績は延べ673件となっており、支援内容の内訳は、裁判関連への同行などの直接的支援が43%となっています。

相談者の被害の内訳は、「強制わいせつ等」が最も多く、次いで「強姦性交等」となっています。同意のない、対等でない、強要された性行為はすべて性暴力であり、望まぬ妊娠や性感染症を防ぐためには、できるだけ早く産婦人科（男性の方は泌尿器科）を受診する必要があります。被害後72時間以内であれば、高い確率で妊娠を防ぐことができるため、早期に相談につながる事が重要となります。



#### (4) 市町村・民間団体の状況

##### ①市町村の状況

全国には旧売春防止法に基づく「婦人相談員」（令和 6 年 4 月から「女性相談支援員」）が 1,579 人配置されていますが、高知県では県が配置する 6 人のみとなっており、市の婦人相談員が 1 人も配置されていない都道府県は、高知県のみとなっています。（令和 5 年 3 月時点）

市町村には住民の最も身近な相談機関としての役割が期待されており、女性相談支援員の配置により、女性が安心して相談できる体制の整備を進める必要があります。

##### ②民間団体の状況

県内の民間団体には、DV 被害者等の支援を行う民間シェルターを運営する団体や、予期せぬ妊娠に関する相談・支援を行っている団体などがあります。

本計画を策定するにあたり実施した、困難な問題を抱える女性への支援を実施する主な支援機関

へのヒアリングにおいては、「民生委員を巻き込んだ取組の実施」や「加害者にならないための教育の実施」、「普段から連携することのできる体制の構築」といった課題が明らかとなりました。

そのうち、民間シェルターを運営する団体では、相談者の年代は幅広く、10 歳代から 60 歳代後半までの方が、様々な困難を抱えて支援を求めており、長年の DV を理由に離婚し、生活困窮に陥るという高齢女性のケースもありました。

より身近に感じられ、きめ細かく柔軟な対応が可能な民間団体との協働や、民間団体への継続的な支援について、検討を進める必要があります。

### 3 支援の基本的な考え方

#### (1) 困難な問題を抱える女性の早期の把握

行政機関の支援につながりづらい若年女性の存在に留意し、アウトリーチなどを積極的に行う民間団体や教育委員会等とも連携した早期把握に向けた取組が必要です。

本人が相談の必要性に気づかないケースや、他者への信頼感を失っているために相談しないケースなどがあることも想定しながら、アウトリーチによってつながる機会をつくり、様々な困難な問題を抱える女性を早期に把握して、相談支援窓口へつなげることが重要です。

#### (2) 支援対象者の意向に寄り添った、包括的かつ切れ目のない支援

支援対象者が抱えている課題は、多様化、複合化、複雑化しており、課題解決には中長期的な支援が求められています。

女性相談支援センターや市町村の相談窓口等において、幅広い年齢層の女性それぞれのライフステージにあわせて、丁寧なソーシャルワークを行い、支援対象者本人が意思決定できるよう支援するとともに、本人の意向を可能な限り尊重しながら、県、市町村、民間団体、関係機関等が連携して、包括的かつ切れ目のない支援を行うことが重要です。

#### (3) 一時保護委託先の拡充の充実による幅広い対象者への対応

妊産婦や高齢者、障がい者、外国人女性、DV 被害者の男性、性的マイノリティなど、多様な支援対象者の意向に寄り添いつつ、状況に応じた適切な支援を進めていく上で、一時保護に当たっては、本人の意向を丁寧に把握して対応するとともに、民間シェルターや社会福祉施設等との連携を強化し、一時保護委託を積極的に活用することが重要です。

#### (4) 女性自立支援施設等を活用した自立支援の充実

平成 18 年度以降、県独自の施設として運営を行ってきた「自立支援施設」を、改めて困難女性支援法に基づく「女性自立支援施設」として位置づけ、支援対象者の心身の健康の回復を図りながら、自立に向けた入所者の生活を支援することとしています。近年、施設の利用実績は減少していま

すが、入所につながらなかった事例も含め、運用ルール等について改善の余地がないかなどを検証する必要があります。

また、一時保護等に至らなかった支援対象者への来所等による支援の継続や、市町村などの関係機関との連携強化により、地域で安定した生活が送れるように、寄り添った支援を行うことが重要です。

#### **(5) 民間団体の効果的な運営に向けた支援の充実**

民間団体は、困難な問題を抱える女性の自立に向けて欠かせない存在であり、困難女性支援法では、都道府県や市町村が、民間団体と協働して支援を行うことが規定されています。

民間シェルターの運営やアウトリーチ活動、相談などを行う民間団体が、継続的かつ安定的に支援することができるよう、県が主体的に関わり、民間団体のネットワークづくりなど、効果的な運営に向けた支援について検討していく必要があります。

#### **(6) 市町村の女性相談支援員の体制の強化配置の促進**

困難女性支援法第 11 条第 2 項により、市町村に女性相談支援員配置の努力義務が規定されました。最も身近な相談先として、市町村の女性相談支援員が大きな役割を果たしていくことが求められます。また、女性相談支援員を配置していない市町村においても、女性相談を担当する部署において必要な支援を行うこととされています（基本方針第 2－4(4)）。

現在、県内の市町村においては、女性相談支援員が配置されておりませんので、配置に向けて働きかけることが重要です。

困難女性支援法第 11 条第 3 項では、女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮することとされており、県として市町村の女性相談支援員の資質向上を支援することも重要となります。

## 4 支援施策の体系

### I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

| 施策                       | 推進項目                                                                                                         |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 男女共同参画の県民意識の醸成         | (1) 男女共同参画や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発<br>(2) 暴力根絶のための教育・普及啓発<br>(3) 若年層に対する予防教育の推進<br>(4) 性と生殖に関する健康と権利についての教育・啓発 |
| 2 アウトリーチ等による早期の把握        | (1) 相談窓口や施策についての情報発信<br>(2) SNS等を活用した相談の実施<br>(3) アウトリーチ等による支援対象者の早期の把握                                      |
| 3 居場所の提供                 | (1) 民間団体による居場所の提供の促進<br>(2) 各種講座等の実施                                                                         |
| 4 相談支援の充実                | (1) 女性相談支援センターにおける相談支援の充実<br>(2) 関係機関における相談支援の充実<br>(3) 市町村における相談体制強化に向けた支援<br>(4) 民間団体の相談支援の充実              |
| 5 一時保護体制の充実              | (1) 多様な支援対象者の一時保護等の実施<br>(2) 一時保護委託の充実<br>(3) 関係機関が連携した同伴児童への支援                                              |
| 6 医学的・心理学的な援助による被害回復支援   | (1) 被害回復を図るための心理的ケアの実施<br>(2) 民間団体と連携した心のケアの実施                                                               |
| 7 日常生活の回復支援              | (1) 女性相談支援センター・女性自立支援施設における支援<br>(2) 民間団体による継続的な自立支援                                                         |
| 8 同伴児童等への支援              | (1) 同伴児童に対する心理的ケアの実施<br>(2) 保育・就学・学習支援                                                                       |
| 9 支援対象者に寄り添った自立支援        | (1) 支援対象者の自立支援方針及び自立支援計画の策定<br>(2) 住宅の確保に向けた支援<br>(3) 就労に向けた支援<br>(4) 経済的な支援<br>(5) 民間団体による継続的な自立支援【再掲】      |
| 10 地域での生活再建を支えるフォローアップ支援 | (1) 関係機関の連携による支援対象者の情報共有と見守り<br>(2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における市町村や関係機関との連携による退所後支援<br>(3) 民間団体による継続的な自立支援【再掲】  |

## II DV 被害者への支援

| 施策                           | 推進項目                                                                                                                 |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 DV を許さない社会づくり              | (1) 暴力根絶のための教育・普及啓発【再掲】                                                                                              |
| 2 DV 被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり | (1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備<br>(2) 配偶者暴力相談支援センターの機能の充実<br>(3) DV 被害者支援に携わる人材のスキルアップ・専門性の向上<br>(4) 若者や男性など、誰もが相談しやすい体制づくり |
| 3 DV 被害者の一時保護体制の充実           | (1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保<br>(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護の充実<br>(3) 民間団体等との連携による一時保護体制の充実                                |
| 4 DV 被害者の自立に向けた支援            | (1) DV 被害者の生活再建<br>(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップ                                                                             |

## III 支援機関の重点強化策

| 施策              | 推進項目                                                                       |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1 支援の中核機関の機能強化  | (1) 女性相談支援センターの相談支援機能の強化<br>(2) 女性自立支援施設の支援機能の強化<br>(3) 女性相談支援員の配置促進及び資質向上 |
| 2 民間団体との連携・協働強化 | (1) 民間団体との連携強化<br>(2) 専門的知見の活用・事業の協働実施<br>(3) 民間団体の育成・支援                   |
| 3 関係機関の連携強化     | (1) 支援調整会議の設置促進<br>(2) 連携強化に向けた研修等の実施                                      |

## IV 「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進

| 施策                        | 推進項目                                                                                                              |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進 | (1) 「高知型地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制づくり（たて糸の取組）<br>(2) 「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域づくり（よこ糸の取組）<br>(3) 「高知型地域共生社会」を支える人づくり・基盤づくり |

## 第2章 具体的な支援施策

### I 困難な問題を抱える女性への支援

#### 1. 男女共同参画の県民意識の醸成

困難女性支援法は、「人権の尊重や擁護」と「男女平等」を基本理念としており、このような視点に立つて、様々な困難を抱える女性への支援を推進することが求められます。

「男らしさ」や「女らしさ」に囚われず、自身の人権も他者の人権も尊重することのできる意識を醸成するため、男女共同参画の推進や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、女性に対する暴力根絶、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルスアンドライツ）についての啓発に取り組めます。

| (1) 男女共同参画の推進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発                      | 担当課等                                        |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| ●男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供                                 | 人権・男女共同参画課<br>関係各課                          |
| ●男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成                                    | 人権・男女共同参画課<br>関係各課                          |
| ●市町村の人権尊重・男女共同参画の推進のための取組支援                              | 人権・男女共同参画課<br>関係各課                          |
| ●男性の家事・育児・介護への参画促進                                       | 人権・男女共同参画課<br>ソーレ<br>関係各課                   |
| ●子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成                                   | 人権・男女共同参画課<br>ソーレ<br>関係各課                   |
| ●教職員等への男女共同参画の意識啓発                                       | 教育委員会                                       |
| (2) 暴力根絶のための教育・普及啓発                                      |                                             |
| ●学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進                                  | 教育委員会                                       |
| ●地域や職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施                          | 人権・男女共同参画<br>女性相談支援センター<br>ソーレ<br>人権啓発センター  |
| ●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS等多様な広報媒体を活用したDVや相談機関についての広報・啓発の実施 | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>ソーレ<br>人権啓発センター |
| ●市町村等関係機関・団体・企業等への広報・意識啓発実施の働きかけ                         | 人権・男女共同参画課                                  |
| ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な周知・啓発の実施       | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>ソーレ<br>人権啓発センター |
| ●若者や高齢者、障害者、外国人等を対象とした各種相談窓口でのDVに関する広報・啓発の実施             | 人権・男女共同参画課<br>ソーレ<br>長寿社会課                  |

|                                                                     |                                                               |
|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
|                                                                     | 障害福祉課<br>子育て支援課（思春期<br>相談センターPRINK）<br>商工政策課（外国人生<br>活相談センター） |
| ●DV加害者や被害者等の悩みの相談、心の相談の実施                                           | ソーレ<br>精神保健福祉センター<br>福祉保健所                                    |
| ●配偶者暴力加害者プログラムに関する情報の収集と対応の検討                                       | 人権・男女共同参画課<br>ソーレ                                             |
| <b>（３）若年層に対する予防教育の推進</b>                                            |                                                               |
| ●中高生、大学生及び保護者を対象とした、デートDVに関する授業及び研修の実施                              | 教育委員会<br>女性相談支援センター<br>ソーレ                                    |
| ●大学生を対象としたストーカー・DV・児童虐待に関する講座の実施                                    | 警察本部                                                          |
| ●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施                                     | ソーレ<br>教育委員会<br>私学・大学支援課                                      |
| ●若者を対象とした広報・男女交際やDV予防に関する啓発の実施                                      | 女性相談支援センター<br>ソーレ<br>子育て支援課（思春期<br>相談センターPRINK）               |
| <b>（４）性と生殖に関する健康と権利についての教育・啓発</b>                                   |                                                               |
| ●性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならないための、子どもの発達段階に応じた教育・啓発の実施                    | 教育委員会<br>子育て支援課（思春期<br>相談センターPRINK）<br>ソーレ                    |
| ●避妊、妊娠、出産、中絶等について、正しい知識と適切な行動選択ができる力を身に付けることができるよう、発達段階に応じた指導の実施と啓発 | 教育委員会<br>子育て支援課（思春期<br>相談センターPRINK）                           |
| ●研修の実施等による教員への正しい知識や指導に関する周知・啓発                                     | 教育委員会                                                         |

## ２．アウトリーチ等による早期の把握

県の調査でも、特に学生や若い女性は、相談支援機関について認識していないことや、悩みがあっても相談できていないケースが多いことが分かりました。

このため、女性相談支援センターや市町村、民間団体等に相談や支援を求めることができることを広く周知するとともに、SNS等を活用した多様な相談支援に取り組みます。

また、支援の入口の段階から可能な限り幅広い者を対象とし、本人の意向を十分に尊重し、適切な機関や団体等との連携を図ります。

| <b>（１）相談窓口や施策についての情報発信</b>                        | <b>担当課等</b>                                 |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| ●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS等多様な広報媒体を活用した各種相談窓口の周知【再掲】 | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>ソーレ<br>人権啓発センター |

|                                                                                             |                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| ●スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等への相談窓口等についての情報提供                                                  | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>教育委員                                                |
| <b>(2) SNS 等を活用した相談の実施</b>                                                                  |                                                                                 |
| ●SNS を活用した相談の実施                                                                             | 子ども家庭課（ひとり親<br>家庭支援センター）<br>児童相談所<br>教育委員会                                      |
| ●DV 相談プラス*の広報による利用促進<br>*性別問わず、電話、メール、チャットでの相談に 24 時間対応している国の相談窓口                           | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター                                                        |
| ●性暴力に関する SNS 相談「Cure time（キュアタイム）*」の広報による<br>利用促進 *年齢、性別、セクシュアリティを問わず、匿名で相談（外国語も可）できる国の相談窓口 | 県民生活課                                                                           |
| <b>(3) アウトリーチ等による支援対象者の早期の把握</b>                                                            |                                                                                 |
| ●来所相談が困難な支援対象者への出張相談                                                                        | 女性相談支援センター                                                                      |
| ●中山間地域での出張カフェ等の開催による女性の社会とのつながり形成<br>支援                                                     | 人権・男女共同参画課                                                                      |
| ●インターネットを利用した性的搾取等に対するネットパトロールの実施                                                           | 警察本部                                                                            |
| ●社会福祉協議会との連携による支援対象者の把握                                                                     | 人権・男女共同参画課<br>地域福祉政策課                                                           |
| ●関係機関等との会議、研修会を通じた連携強化、理解促進                                                                 | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター                                                        |
| ●各市町村における民生委員・児童委員への DV や虐待に関する情報提供<br>及び研修の実施                                              | 地域福祉政策課<br>子ども家庭課                                                               |
| ●あったかふれあいセンター職員等を対象とする研修にて、DV 対策・困難な<br>問題を抱える女性支援関係の情報提供を行う                                | 地域福祉政策課                                                                         |
| ●高齢者の権利擁護等に関わる関係機関との研修会の開催                                                                  | 長寿社会課                                                                           |
| ●市町村や障害者福祉施設・事業所等への虐待防止や権利擁護に関する<br>研修の実施                                                   | 障害福祉課                                                                           |
| ●女性相談支援センターと民間団体等の関係機関との情報共有及び連携<br>の強化                                                     | 女性相談支援センター<br>警察本部<br>福祉保健所<br>児童相談所<br>長寿社会課<br>障害福祉課<br>精神保健福祉センター<br>雇用労働政策課 |

### 3. 居場所の提供

困難な問題を抱える女性が気軽に立ち寄り、支援者と話したり、他の女性との交流等ができるような、つながりを形成する場をつくり、相談や支援のきっかけをつくるため、居場所の提供の促進を図るとともに、参

加者が気軽に参加できる各種講座等を開催します。また、支援対象者が支援機関につながり、その後も安心して支援を受けられるよう、民間団体等との連携を図ります。

| (1) 民間団体による居場所の提供の促進                    | 担当課等                     |
|-----------------------------------------|--------------------------|
| ●あったかふれあいセンターや子ども食堂の取り組みの拡大             | 地域福祉政策課<br>子ども家庭課        |
| ●民間団体等による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進         | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター |
| (2) 各種講座等の実施                            |                          |
| ●中山間地域での出張カフェ等の開催による女性の社会とのつながり形成支援【再掲】 | 人権・男女共同参画課               |
| ●居場所づくりを目的としたイベント等の実施                   | ソーレ                      |

#### 4. 相談支援の充実

多様化、複合化、複雑化する困難な問題を抱える女性からの相談対応に当たっては、本人の課題や背景などの内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づいて、本人の意思を尊重しながら支援方針の検討などを進めることが求められます。

女性相談支援センターは、支援の中核となる機関として、市町村や関係機関、民間団体と連携しながら、相談支援の充実を図ります。

また、住民にとって最も身近な相談窓口となる、市町村における相談支援の充実を図るため、基本計画の策定や女性相談支援員の配置の促進、市町村・関係機関・民間団体の相談員等の資質向上を図ります。

さらに、一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所が必要である場合等は、本人の参画や、必要に応じて民間団体等の参画を得ながら、個別支援のための計画策定に努めます。

| (1) 女性相談支援センターにおける相談支援の充実                                         | 担当課等                                                                |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ●医療・福祉・保健・教育・司法関係者に対する DV 被害や困難な問題を抱える女性に関する情報提供及び連携の強化           | 女性相談支援センター<br>福祉保健所<br>児童相談所<br>県立病院課<br>教育委員会                      |
| ●子どもの人権 110 番、少年サポートセンター、思春期相談センターPRINK など、子どもや若年層の相談機関・窓口等との連携強化 | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>子育て支援課（思春期相談センターPRINK）<br>警察本部<br>児童相談所 |
| ●女性相談支援員や心理ケア担当職員等のスキルアップのための専門研修の実施及び外部研修への参加                    | 女性相談支援センター                                                          |

|                                                                                                               |                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| <p>●女性相談支援員及び指導員に対するコンサルテーション*の実施</p> <p>*ここでは、より専門的で高度な知識や経験を持った専門家から、適切な指導、支援を受けることで、対応能力を高めようとするを指します。</p> | 女性相談支援センター                                                 |
| ●女性相談支援員を対象とした各種専門研修受講の推進                                                                                     | 女性相談支援センター                                                 |
| ●外国語通訳及び手話通訳等の確保                                                                                              | 女性相談支援センター<br>障害福祉課<br>文化国際課（(公財)高知県国際交流協会）                |
| ●二次被害等の苦情処理対応の体制整備                                                                                            | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>警察本部                           |
| <b>(2) 関係機関における相談支援の充実</b>                                                                                    |                                                            |
| ●教職員を対象とした研修の実施、スーパーバイズ制度の充実による、児童生徒が安心して相談できる環境づくり                                                           | 教育委員会                                                      |
| ●生活困窮者自立支援制度について                                                                                              | 地域福祉政策課                                                    |
| ●児童や保護者を対象とした育児や虐待に関する相談の実施                                                                                   | 児童相談所<br>子ども家庭課                                            |
| ●ひとり親を対象とした相談の実施                                                                                              | 子ども家庭課（ひとり親<br>家庭支援センター）                                   |
| ●女性の悩み相談の実施                                                                                                   | ソーレ                                                        |
| ●予期せぬ妊娠についての相談の実施                                                                                             | 子育て支援課（思春期<br>相談センターPRINK）<br>子ども家庭課（にんしん<br>SOS 高知みそのらんぷ） |
| ●性犯罪・性暴力に関する相談の実施                                                                                             | 県民生活課（性暴力被害者サポートセンターこうち）                                   |
| ●教職員による性暴力に関する相談の実施                                                                                           | 教育委員会                                                      |
| ●女性の就労に関する相談の実施                                                                                               | 人権・男女共同参画課                                                 |
| ●ハラスメント等に関する相談の実施                                                                                             | 人権啓発センター<br>労働委員会                                          |
| ●性的マイノリティを対象とした相談の実施                                                                                          | ソーレ                                                        |
| ●外国人の支援対象者からの生活全般に関する相談の実施                                                                                    | 商工政策課（外国人生活相談センター）                                         |
| ●障害のある人の相談支援の実施                                                                                               | 障害福祉課                                                      |
| ●災害時・感染症流行時における相談窓口の周知                                                                                        | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>ソーレ                            |

| <b>(3) 市町村における相談体制強化に向けた支援</b> |                               |
|--------------------------------|-------------------------------|
| ●市町村基本計画策定に向けた支援               | 人権・男女共同参画課                    |
| ●女性相談支援員配置に向けた働きかけ             | 人権・男女共同参画課                    |
| ●市町村の相談員及び相談窓口担当職員に対する助言等      | 女性相談支援センター                    |
| ●相談窓口担当職員に対する研修の実施、講師の派遣及び情報提供 | 女性相談支援センター<br>ソーレ<br>人権啓発センター |
| <b>(4) 民間団体の相談支援の充実</b>        |                               |
| ●相談支援のスキルアップ等のための研修機会や情報の提供    | 女性相談支援センター                    |

## 5. 一時保護体制の充実

一時保護を必要とする支援対象者が抱える課題に応じ、迅速かつ適切に保護し、安全の確保等を行ったうえで、支援対象者が安定した状態で生活を立て直せるよう、または新しい生活の場所へ移行し、定着できるよう、関係機関との更なる連携を図ります。

また、女性相談支援センターによるアセスメントを通じ、支援対象者の抱えている問題やその背景、心身の状況を適切に把握した上で支援を進めるとともに、民間シェルターや社会福祉施設等への一時保護委託についても、積極的に活用します。

一時保護を終了する場合は、支援対象者が安定した状態で終了後の生活の場に移行し、定着できるように関係機関との連携を強化します。また、危険のないケースに限り、一時保護中にできる限り通学・通勤できるよう配慮します。

### 【一時保護を行う場合】

- ①性的な被害等を防ぐため、緊急保護が必要な場合
- ②配偶者の暴力から保護することが必要な場合
- ③同居者等からの暴力から保護することが必要な場合
- ④ストーカー行為から保護することが必要な場合
- ⑤人身取引被害から保護することが必要な場合
- ⑥定まった住居を有さず、又は帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあり、保護が必要な場合
- ⑦心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護が必要な場合
- ⑧その他、一時保護を行わなければ生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合

| (1) 多様な支援対象者の一時保護等の実施                                   | 担当課等                |
|---------------------------------------------------------|---------------------|
| ● 支援対象者の安全確保を図るための一時保護の実施                               | 女性相談支援センター          |
| ● 外国人の支援対象者に対し通訳等を活用した一時保護の実施                           | 女性相談支援センター          |
| ● 子を持つ支援対象者に対する、市町村、福祉事務所及び福祉保健所と連携した円滑な母子生活支援施設等への入所支援 | 女性相談支援センター          |
| ● 障害のある支援対象者に対する、市町村、福祉事務所及び福祉保健所と連携した円滑な障害者支援施設等への入所支援 | 女性相談支援センター          |
| ● 高齢の支援対象者に対する、市町村、福祉事務所及び福祉保健所と連携した円滑な高齢者施設等への入所支援     | 女性相談支援センター          |
| (2) 一時保護委託の充実                                           |                     |
| ● 民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実                      | 女性相談支援センター          |
| ● 民間シェルターの運営の安定化に向けた支援の実施                               | 人権・男女共同参画課          |
| (3) 関係機関が連携した同伴児童への支援                                   |                     |
| ● 市町村要保護児童対策地域協議会を通じた支援                                 | 女性相談支援センター<br>児童相談所 |
| ● 安心して遊ぶことのできる環境の整備                                     | 女性相談支援センター          |
| ● 学校と連携した一時保護所での就学支援                                    | 女性相談支援センター<br>教育委員会 |
| ● 就学のための様々な制度の情報提供と手続支援                                 | 女性相談支援センター          |

## 6. 医学的・心理学的な援助による被害回復支援

DV や性暴力等により尊厳が傷つけられた状態から、心身が健康な状態に回復するためには、相当の期間を要することが想定されます。医学的又は心理学的な援助を行うことで、支援対象者が尊厳と自分らしい生活を取り戻せるよう、寄り添った支援を行える体制を整備します。

| (1) 被害回復を図るための心理的ケアの実施    | 担当課等                     |
|---------------------------|--------------------------|
| ● 心理ケア担当職員による心の健康の回復支援    | 女性相談支援センター               |
| ● 性犯罪・性暴力被害者等へのカウンセリングの実施 | 県民生活課（性暴力被害者サポートセンターこうち） |
| (2) 民間団体と連携した心のケアの実施      |                          |

|                                          |                          |
|------------------------------------------|--------------------------|
| ● 民間の専門機関を活用した心の健康の回復支援                  | 女性相談支援センター               |
| ● 民間団体等による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進<br>【再掲】 | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター |

## 7. 日常生活の回復支援

支援対象者は、サポートを受けながら、安全かつ安心できる環境下で生活し、被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるように支援することが重要です。

そのため、女性相談支援センターにおいて、自立支援に取り組むとともに、女性自立支援施設の有効活用や、民間団体との連携を進めます。

|                                          |                          |
|------------------------------------------|--------------------------|
| <b>(1) 女性相談支援センター・女性自立支援施設による支援</b>      |                          |
| ● 支援対象者の意向や状況に応じた入所に係る支援                 | 女性相談支援センター               |
| <b>(2) 民間団体による継続的な自立支援</b>               |                          |
| ● 民間団体等による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進<br>【再掲】 | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター |

## 8. 同伴児童等への支援

支援対象者による養育が十分でない場合などには、支援対象者の同伴児童等に対して、必要な情報を聞き取った上で、一時保護所や女性自立支援施設の**入所中だけでなく、退所した後も適切なケアが**受けられるよう、必要に応じて市町村や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。

また、教育を受ける権利が保障されるよう、通学時の安全確保や一時保護所内での学習支援等を含め、教育委員会や学校等と連携するとともに、本人や保護者に必要な情報提供を実施します。

|                                             |                     |
|---------------------------------------------|---------------------|
| <b>(1) 同伴児童に対する心理的ケアの実施</b>                 |                     |
| ● 児童相談所と女性相談支援センターが連携した子どもの心理ケアやカウンセリング等の実施 | 女性相談支援センター<br>児童相談所 |
| <b>(2) 保育・就学・学習支援</b>                       |                     |
| ● 養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実              | 教育委員会               |
| ● スクールソーシャルワーカーによる家庭等でのケアの充実                | 教育委員会<br>女性相談支援センター |
| ● 母子生活支援施設における保育・学習支援                       | 子ども家庭課              |

|                                                       |        |
|-------------------------------------------------------|--------|
| ●地域子育て支援センターにおける育児経験者による相談体制や地域ボランティアなど地域連携促進事業に対する支援 | 子育て支援課 |
| ●ファミリー・サポート・センターによる育児支援                               | 子育て支援課 |

## 9. 支援対象者に寄り添った自立支援

女性相談支援センターや市町村において、支援対象者の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワークを行った上で、住居や仕事などの必要な支援につなぐことで、支援対象者が状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、地域で安定的にその人らしい生活を送ることができるよう支援します。

| (1) 支援対象者の自立支援方針及び自立支援計画の策定                             | 担当課等                                             |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| ●日常生活支援のための女性相談支援センターの自立支援担当職員による継続的支援の実施               | 女性相談支援センター                                       |
| ●心理的な自立のための女性相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実                | 女性相談支援センター                                       |
| ●母子生活支援施設における支援機能の充実                                    | 子ども家庭課                                           |
| (2) 住宅の確保に向けた支援                                         |                                                  |
| ●県営住宅の募集時の優遇措置等による支援                                    | 住宅課                                              |
| ●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の実施                                    | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>職員厚生課<br>住宅課         |
| ●民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供                                 | 住宅課                                              |
| ●生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金）における支援                             | 地域福祉政策課                                          |
| (3) 就労に向けた支援                                            |                                                  |
| ●「高知家の女性しごと応援室」によるハローワークやひとり親家庭支援センター等と連携したきめ細かな就労支援    | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>子ども家庭課（ひとり親家庭支援センター） |
| ●就職活動及び技能習得時の託児支援                                       | ソーレ<br>雇用労働政策課                                   |
| (4) 経済的な支援                                              |                                                  |
| ●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援 | 女性相談支援センター<br>福祉保健所<br>子ども家庭課<br>雇用労働政策課         |
| ●支援物資の提供等への協力企業や民間団体の拡大に向けた働きかけ                         | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター                         |

|                               |                          |
|-------------------------------|--------------------------|
| ●性犯罪・性暴力被害者等への被害回復のための経済的支援   | 県民生活課（性暴力被害者サポートセンターこうち） |
| ●就学のためのさまざまな制度に関する情報提供と手続き支援  | 私学・大学支援課                 |
| <b>（５）民間団体による継続的な自立支援【再掲】</b> |                          |

## 10. 地域での生活再建を支えるフォローアップ支援

一時保護所や女性自立支援施設を退所した支援対象者や同伴家族が、地域に定着し、自立した生活が営めるよう、退所後も市町村や関係機関と連携しながら、継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行います。

|                                                      |                           |
|------------------------------------------------------|---------------------------|
| <b>（１）関係機関の連携による支援対象者の情報共有と見守り</b>                   | 担当課等                      |
| ●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携                          | 地域福祉政策課<br>児童相談所<br>教育委員会 |
| ●児童相談所や福祉保健所等による育児支援                                 | 福祉保健所<br>児童相談所            |
| ●関係機関との連携による面会交流における支援の検討                            | 人権・男女共同参画課                |
| <b>（２）女性相談支援センター及び女性自立支援施設における市町村や関係機関と連携した退所後支援</b> |                           |
| ●退所後の相談や同行支援など、関係機関と連携した継続支援                         | 女性相談支援センター                |
| <b>（３）民間団体による継続的な自立支援【再掲】</b>                        |                           |

## Ⅱ DV 被害者への支援

### 1. DVを許さない社会づくり

犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害の一つであるDVの根本的解決のためには、被害者や加害者を生み出さないための予防教育や、DVに対する正しい理解を深めるための継続的な広報・啓発が不可欠です。乳幼児期からそれぞれの年齢に応じて、DV防止を含めた人権教育を継続的に行うとともに、職域や地域等における人権研修の働きかけ等により、DVを許さない社会づくりに向けた県民の意識の醸成を図ります。

また、DV防止法の対象となる配偶者、事実婚（内縁関係）の相手、同棲相手だけでなく、「デートDV（交際相手からの暴力）」についても、被害者にも加害者にもならないための啓発を行います。

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| <b>（１）暴力根絶のための教育・普及啓発【再掲】</b> |  |
|-------------------------------|--|

## 2. DV被害者の早期の把握、安心して相談できる体制づくり

女性相談支援センターをはじめとする相談機関の認知度が十分でないと考えられることから、相談窓口のさらなる周知を図るとともに、相談に対応するための相談担当職員のスキルアップや専門性の向上など、人材の育成を図ります。

また、DV被害の渦中にある本人が被害を認識したり、相談したりすることが困難な状況もあることから、周囲の人たちが気づき、相談を促すことができるよう、支援対象者と関わる可能性の高い人たちへの情報提供を行います。

| (1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備                                                                                   | 担当課等                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ● DV被害者等に24時間対応できる体制の確保                                                                                   | 女性相談支援センター<br>警察本部                                                  |
| ● 医療・福祉・保健・教育・司法関係者に対するDV被害や困難な問題を抱える女性に関する情報提供及び連携の強化【再掲】                                                | 女性相談支援センター<br>福祉保健所<br>児童相談所<br>県立病院課<br>教育委員会                      |
| ● 子どもの人権110番、少年サポートセンター、思春期相談センターPRINKなど、子どもや若年層の相談機関・窓口等との連携強化【再掲】                                       | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>子育て支援課（思春期相談センターPRINK）<br>警察本部<br>児童相談所 |
| ● 二次被害等の苦情処理対応の体制整備【再掲】                                                                                   | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>警察本部                                    |
| (2) 配偶者暴力相談支援センターの機能の充実                                                                                   |                                                                     |
| ● 女性相談支援員や心理ケア担当職員等のスキルアップのための専門研修の実施及び外部研修への参加【再掲】                                                       | 女性相談支援センター                                                          |
| ● 女性相談支援員及び指導員に対するコンサルテーション*の実施【再掲】<br>*ここでは、より専門的で高度な知識や経験を持った専門家から、適切な指導、支援を受けることで、対応能力を高めようとすることを指します。 | 女性相談支援センター                                                          |
| ● 女性相談支援員を対象とした各種専門研修受講の推進【再掲】                                                                            | 女性相談支援センター                                                          |
| (3) DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ・専門性の向上                                                                           |                                                                     |
| ● DV被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有                                                                              | 女性相談支援センター                                                          |
| ● 県、警察及び市町村の相談窓口職員等に対するDV被害者支援研修の実施＜または積極的な参加＞                                                            | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>ソール<br>＜福祉保健所＞<br>＜児童相談所＞<br>＜警察本部＞     |
| ● 検挙や指導警告等に向けた現場警察官の加害者への対応能力の向上                                                                          | 警察本部                                                                |

|                                                               |                                              |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| ●市町村の相談員及び相談窓口担当職員に対する助言等【再掲】                                 | 女性相談支援センター                                   |
| ●相談窓口担当職員に対する研修の実施、講師の派遣及び情報提供【再掲】                            | 女性相談支援センター<br>ソーレ<br>人権啓発センター                |
| ●市町村内の関係部署間の連携強化に向けての働きかけ及び重層的支援体制との連携                        | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター                     |
| <b>(4) 誰もが相談しやすい体制づくり</b>                                     |                                              |
| ●男性や性的マイノリティを対象とした相談の実施                                       | 女性相談支援センター<br>ソーレ                            |
| ●児童生徒が安心して相談できる環境づくり                                          | 教育委員会                                        |
| ●外国語通訳及び手話通訳等の確保【再掲】                                          | 女性相談支援センター<br>障害福祉課<br>文化国際課 ((公財)高知県国際交流協会) |
| ●DV 相談プラス*の広報による利用促進【再掲】<br>*国のDV相談窓口（電話、メール、チャットでの相談に24時間対応） | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター                     |

### 3. DV被害者の一時保護体制の充実

DV被害は、時として生命をも脅かす危険性があり、被害者及び同伴者の安全の確保を最優先に、迅速に保護する必要があることから、警察と連携するとともに、男性や性的マイノリティの被害者の場合も含め、24時間いつでも一時保護を行える体制を整備します。

| <b>(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保</b>                                | <b>担当課等</b>                 |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| ●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立                                       | 女性相談支援センター<br>警察本部          |
| ●警察等と連携した、被害者や支援者の安全の確保<br>一時保護所までの移動中の安全確保、警察による110番登録、巡回     | 女性相談支援センター<br>福祉保健所<br>警察本部 |
| ●保護命令発令直後等の緊急避難体制の確保                                           | 女性相談支援センター<br>警察本部          |
| ●県外の女性相談支援センター等と連携した広域での保護体制の整備                                | 女性相談支援センター                  |
| ●関係機関に対する秘密の保持の徹底                                              | 女性相談支援センター<br>福祉保健所<br>警察本部 |
| ●司法手続きに関する支援（被害者への保護命令制度についての情報提供、助言、手続き支援、被害相談、刑事裁判の結果等の情報提供） | 女性相談支援センター<br>警察本部<br>検察庁   |
| <b>(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実</b>                          |                             |
| ●心理ケア担当職員による心の健康の回復支援【再掲】                                      | 女性相談支援センター                  |

|                                     |            |
|-------------------------------------|------------|
| ●民間の専門機関を活用した心の健康の回復支援【再掲】          | 女性相談支援センター |
| ●県外の女性相談支援センター等と連携した広域での保護体制の整備【再掲】 | 女性相談支援センター |
| <b>(3) 民間団体等との連携による一時保護体制の充実</b>    |            |
| ●男性や性的マイノリティのDV被害者の一時保護に対応できる体制の検討  | 女性相談支援センター |
| ●第2章I-5(2)の取組【再掲】                   |            |

#### 4. DV被害者の自立に向けた支援

DV被害者が、一時保護所の退所後も、安心して安全な生活を送るために必要な情報提供を行います。また、自立して新しい生活を送るための住宅の確保や就労を、関係機関との連携により支援します。

| <b>(1) DV被害者の生活再建</b>           | 担当課等                                                                                      |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●第2章I-9の取組【再掲】                  | —                                                                                         |
| <b>(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップ</b>    |                                                                                           |
| ●地域のネットワークの構築による情報共有            | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>地域福祉政策課<br>長寿社会課<br>子ども家庭課<br>児童相談所<br>福祉保健所<br>教育委員会<br>警察本部 |
| ●住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知       | 市町村振興課                                                                                    |
| ●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携【再掲】 | 地域福祉政策課<br>児童相談所<br>教育委員会                                                                 |
| ●児童相談所や福祉保健所等による育児支援【再掲】        | 福祉保健所<br>児童相談所                                                                            |
| ●関係機関との連携による面会交流における支援の検討       | 人権・男女共同参画課                                                                                |

### Ⅲ 支援機関の重点強化策

困難な問題を抱える女性やDV被害者を支援するためには、全ての関係機関や市町村、民間団体などが連携し、協働していく必要があります。

支援対象者の意思を最大限尊重したきめ細かな支援を行うために、支援の中核機関である「女性相談支援センター」「女性相談支援員」「女性自立支援施設」の機能強化を図るとともに、関係機関、市町村、民間団体が連携して最適な支援を提供できるよう、人材育成やネットワークの構築など、支援体制の

強化に取り組めます。

## 1. 支援の中核機関の機能強化

支援の中核を担う女性相談支援センターの相談支援機能の強化を図るとともに、支援対象者を入所させて保護し、自立の促進のための生活支援などを担う、女性自立支援施設の支援機能の強化を図ります。また、市町村等への女性相談支援員の配置を促進し、県・市町村の女性相談支援員推進の資質の向上を図ります。

| (1) 女性相談支援センターの相談支援機能の強化            | 担当課等                          |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| ● 女性相談支援センターの相談体制支援の充実              | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター      |
| (2) 女性自立支援施設の支援機能の強化                |                               |
| ● 女性自立支援施設の効果的な活用                   | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター      |
| (3) 女性相談支援員の配置促進と資質の向上              |                               |
| ● 女性相談支援員配置に向けた働きかけ【再掲】             | 人権・男女共同参画課                    |
| ● 女性相談支援員を対象とした各種専門研修受講の推進【再掲】      | 女性相談支援センター                    |
| ● 市町村の相談員及び相談窓口担当職員に対する助言等【再掲】      | 女性相談支援センター                    |
| ● 相談窓口担当職員に対する研修の実施、講師の派遣及び情報提供【再掲】 | 女性相談支援センター<br>ソーレ<br>人権啓発センター |

## 2. 民間団体との連携・協働強化

行政機関による困難な問題を抱える女性及び DV 被害者への支援に関する施策と、豊富な知見や経験を有する民間団体の支援の、それぞれの強みを生かした相互連携を進めます。関係機関との連携会議の実施などを通じて、体制の整備を推進します。また、各地域における支援の担い手となる民間団体が運営を継続するに当たってのネットワークづくりへの支援や、人材育成の支援に取り組めます。

| (1) 民間団体との連携強化               | 担当課等                     |
|------------------------------|--------------------------|
| ● 県支援調整会議における民間団体の参加促進       | 人権・男女共同参画課               |
| (2) 専門的知見の活用・事業の協働実施         |                          |
| ● 学識経験者や民間団体等を講師とする研修会の実施    | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター |
| (3) 民間団体の育成支援                |                          |
| ● 民間団体の育成につながるネットワークづくり等への支援 | 人権・男女共同参画課               |

### 3. 関係機関の連携強化

困難な問題を抱える女性及び DV 被害者を支援するため、関係機関の連携の構築や、市町村における支援調整会議の設置促進を通じて、各々の連携・協働の体制の強化を図り、適切かつ円滑な支援につなげます。

| (1) 支援調整会議の設置促進                                | 担当課等                                        |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| ●県における関係課や民間団体、関係機関などを構成員とする支援調整会議の設置          | 人権・男女共同参画課                                  |
| ●市町村における関係課や民間団体、関係機関などを構成員とする支援調整会議設置に向けた働きかけ | 人権・男女共同参画課                                  |
| (2) 連携強化に向けた研修等の実施                             |                                             |
| ●ブロック別 DV 関係機関連絡会議の開催 <または積極的な参加>              | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>警察本部<br><福祉事務所> |
| ●DV 対策連携支援ネットワーク会議の開催                          | 人権・男女共同参画課<br>女性相談支援センター                    |

## IV 「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進

少子高齢化や人口減少等により地域のつながりや支え合いの力が弱まり、核家族化や独居高齢化が増加する中、社会的に孤立してしまう状況に陥ることは誰にでも起きえます。さらに、8050問題やヤングケアラーなど、従来の高齢者や障害といった縦割りの制度サービスでは対応できない複雑化、複合化した課題が顕在化しています。

そのため、本県では、誰一人取り残さない、つながり支え合う『高知型地域共生社会』の実現に向けて、令和4年10月に、高知県、全ての市町村、全ての社会福祉協議会による『高知家地域共生社会推進宣言』を実施し、「オール高知」で取り組んでいます。

また、令和5年10月には、民生委員児童委員協議会や民間企業・団体もこの共同宣言に参画し、オール高知で取り組む機運が高まっています。

高知型地域共生社会の取り組みは、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制の整備を行政主体の「たて糸」として促進するとともに、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを、地域主体の「よこ糸」として推進します。また、この「たて糸」と「よこ糸」で織りなす **高知型** 地域共生社会の拠点である「あったかふれあいセンター」を活用しながら、オール高知で取組を進めます。

【（参考）高知家地域共生社会推進宣言（R4.10.30）】

高知家の一人ひとりが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができるよう、人と人、人と社会が相互につながり、支え合う『地域共生社会』の実現に向けて、次のとおり宣言します

- 1 どんな困りごとでも受けとめて寄り添う仕組みづくりに取り組みます
- 2 誰もが身近な地域で人や社会とつながることができる場づくりに取り組みます
- 3 住民が主体となった支え合いの地域づくりを後押しします

※R5.10以降の民生委員児童委員協議会及び民間企業・団体の共同宣言は、上記の内容に加え、つながりある地域づくりに向けて、それぞれの団体が実施する具体的な内容について宣言

| (1)「高知型地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制づくり                                                                                                                                                                                 | 担当課等                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村における包括的な支援体制の整備の推進</li> <li>●高知版地域包括ケアシステムの深化・推進</li> <li>●障害等の特性に応じた切れ目ないサービス提供体制の整備</li> <li>●こどもまんなか社会の実現</li> <li>●生活困窮者への支援</li> <li>●ひきこもりの人等への支援 など</li> </ul> | <p>地域福祉政策課<br/>関係各課</p> |
| (2)「高知型地域共生社会」の実現に向けたつながりを実感できる地域づくり                                                                                                                                                                             |                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり</li> <li>●地域資源を活用した居場所や社会参加の場づくり</li> <li>●地域住民の理解促進と参画意識の醸成</li> </ul>                                                                        | <p>地域福祉政策課<br/>関係各課</p> |
| (3)「高知型地域共生社会」を支える人づくり・基盤づくり                                                                                                                                                                                     |                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉教育の推進</li> <li>●あったかふれあいセンターの整備と機能強化</li> </ul>                                                                                                                        | <p>地域福祉政策課</p>          |

## 第3章 計画の推進体制等

### 1. 推進体制

高知県困難な問題を抱える女性及び DV 被害者支援協議会を設置しにおいて、困難な問題を抱える女性、男性や性的マイノリティを含む DV 被害者への支援策の進捗管理を行います。

### 2. 目標（KPI）

| 項 目                        | 出発点（R5）  | 目標値（R7）  |
|----------------------------|----------|----------|
| 高校生の女性相談支援センターの認知度         | 11.9%*   | 30.0%    |
| 相談支援担当職員等の研修受講者数           | 延べ 204 人 | 延べ 270 人 |
| D V 防止法に基づく基本計画を策定している市町村数 | 18 市町村   | 20 市町村   |
| 困難女性支援法に基づく基本計画を策定している市町村数 | —        | 20 市町村   |
| 市町村における困難な問題を抱える女性の相談窓口設置数 | —        | 全市町村     |
| 市町村の女性相談支援員を配置している市町村数     | 0 市      | 5 市町村    |

\* 参考として「令和 5 年度高知県困難な問題を抱える女性への支援に関するニーズ調査」より女子生徒のみの認知度を記載

### 3. 取組状況の公表

毎年度、高知県困難な問題を抱える女性及び DV 被害者支援協議会において、取組状況の進捗管理を行って、その内容を県庁ホームページで公表します。